

財務 VOL.86

災害関連寄附金 / 源泉所得税と罰則

I 災害関連寄附金の税務上の取扱について

先の熊本地震発生以降、義援金や見舞金等を支払った場合の税務上の取扱についてのご質問を受けるケースが増えていますので、今月号におきましては、災害関連寄附金を支出した場合の税務上の取扱につきまして、代表的な事例をご紹介します。

【個人が災害関連寄附金を支出した場合】

1. **熊本県や大分県**（県内の市町村を含む）、**日本赤十字社**に寄附金を支出した場合
→ 当該寄附金は**所得税の寄附金控除**の対象となります。なお、**熊本県や大分県**に対する寄附金につきましては、**ふるさと納税**と同様の取扱となりますので、**住民税**につきましても、**寄附金税額控除**の対象となります。一般的なふるさと納税とは異なり、特産品等の特典がない場合も多いですが、被災地を支援する目的で寄附をした金額とほぼ同額の税金の軽減を受けることができますので、ご検討されてみてはいかがでしょうか。（ただし、あくまでも通常のふるさと納税と同じ扱いですので、控除限度額がある点にご注意下さい。）
※ 熊本県や大分県以外の地方自治体が、被災地の支援のためのふるさと納税を受け付けているケースもあります。
2. **共同募金会、認定NPO法人**に寄附金を支出した場合
→ 当該寄附金は、**所得税の寄附金控除**又は**税額控除**の対象となります。
※ 寄附金－2,000円を所得から控除する方法（寄附金控除）と、寄附金－2,000円の40%を所得税から控除する方法（税額控除）があり、いずれか有利な方を選択して適用することができます。例えば、所得税の税率が45%の方であれば寄附金控除が有利となり、所得税の税率が30%の方であれば税額控除が有利となります。
※ **認定NPO法人以外の法人**に寄附金を支出した場合、基本的には**優遇税制の対象となりません**。

【法人が災害関連寄附金を支出した場合】

1. **熊本県や大分県、共同募金会、日本赤十字社**に寄附金を支出した場合
→ 当該寄附金は**全額損金（経費）**となります。
2. **認定NPO法人**に寄附金を支出した場合
→ 当該寄附金のうち、**一定の方法で計算した金額が損金（経費）**となります。
※ 損金の額は資本金や利益の額によって変わって参ります。詳しくは顧問税理士等にご相談下さい。
※ **認定NPO法人以外の法人**に寄附金を支出した場合でも、一部損金（経費）とすることは可能ですが、2.の場合

に比べると、**損金の額はかなり限定されてしまいますので**、ご注意ください。

【事業関係者に見舞金を支払う場合】

上記のような不特定多数に対する寄附ではなく、取引先や従業員の親族、あるいは（歯科）医師会の関係者といった事業関係者に見舞金を支払うケースもあるかと存じます。この場合、当該見舞金は、**福利厚生費や交際費**に該当致しますので、基本的に**全額を経費**とすることができます。

II 源泉所得税の納付が遅滞した場合の罰則

最近、弊社の顧問先におきまして、源泉所得税の納付の遅れによって多額の追徴税額を課されるケースが増えております。この原因は、「多少の遅れなら問題にならないだろう」という甘い認識と、「源泉所得税の納付が遅れた場合の罰則」の仕組みの理解不足によるものと存じますので、罰則の仕組みにつきまして、ご説明させていただきます。

【罰則】

源泉所得税の納付が遅れた場合、「**納付が遅れた源泉所得税×10%**」が、**不納付加算税**という罰課税の形で追徴課税されます（計算した金額が5,000円未満となった場合には、追徴課税は行われません）。なお、納付漏れに気付き、**税務署に指摘を受ける前に自主的に納付**した場合には、「**納付が遅れた源泉所得税×5%**」に軽減されます。

※ 不納付加算税は、「納付が遅れた税金が源泉所得税である場合のみ」発生するもので、罰金等と同様に、経費にすることはできません。

ここでご注意いただきたいのは、「たった数日の遅れ」であっても、「納付が遅れた源泉所得税×5%」という多額の不納付加算税が発生してしまうということです。特に、医療法人は役員報酬（及びその源泉所得税）が多額である場合も多く、弊社の顧問先において「たった1日の遅れ」により、20万円以上の不納付加算税を課された事例も実際にありましたので、くれぐれもご注意ください。

【源泉所得税の納付が遅滞した場合の特例】

一方、納付のわずかな遅れによって多額の追徴課税を行うことは納税者にとって酷であるという考え方により、一定の救済措置が設けられております。納付の遅れがあった場合でも、「**納期限から1ヶ月以内に納付が行われており**」、かつ、「**1年前から今回の納付の遅れまでの間に納付の遅れがなかった**」という2つの要件を満たす場合には、**不納付加算税は課されないこと**とされております。しかしながら、1年以内に再度の納付の遅れがあった場合、その時には不納付加算税は免れられませんので、繰り返しとなりますが、「**源泉所得税**」の納付の遅滞は、**他の税金とは違い、特別に罰則が重い**とご理解下さい。